

令和7年度公共工事設計労務単価への対応等について

先般、令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、地方公共団体においても新労務単価の早期活用等が求められております。この度、その運用に係る特例措置も公表されたことから、本市においてもその趣旨を踏まえ、次のとおり取り扱うこととします。

1. 令和6年度3月補正関連案件（建設工事）

旧労務単価（令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価）を適用して積算した案件については、受注者は、新労務単価への改定に伴う請負代金額の変更に関する協議を請求できることとし、当初契約後、受注者からの請求に基づく協議により、建設工事請負契約約款第62条の規定に基づき、当初契約時点での単価・物価に基づく請負代金額に変更できることとします。

具体的な取扱いについては、「「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和7年2月17日付け国会公契第33号ほか）の規定を準用します。

また、請負代金額の変更がなされた場合は、この対応の趣旨を踏まえ、下請契約の見直しや賃金水準の引上げに適切に対応してください。

なお、旧労務単価を用いて設定した予定価格の見直しは、行いません。

2. 令和7年4月1日履行開始ゼロ市債案件（建設工事）

受注者は、建設工事請負契約約款に定める、いわゆるスライド条項を適用できることとし、スライド協議を請求された場合は、協議に応じることとします。

具体的な取扱いについては、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成29年2月14日付け建企第603-19号）の規定を準用します。

また、請負代金額の変更がなされた場合は、この対応の趣旨を踏まえ、下請契約の見直しや賃金水準の引上げに適切に対応してください。

3. 上記1及び2以外の案件（建設工事）

債務負担行為案件等についても上記2と同様の取扱いとし、建設工事請負契約約款に定める、いわゆるスライド条項を運用し、適切に対応することとします。

令和7年2月25日

伊勢崎市財政部契約検査課 契約係
0270-27-2713